

質疑応答集「三重県発注工事における労務費等を明示した工事費内訳書等の提出」

No	分類	質問	回答	備考
1	制度に関すること	農林水産部や企業庁など、県土整備部以外の建設工事も労務費等の5項目の記載が必要となるのか。	必要となります。	
2	制度に関すること	業務委託や単価契約の場合、労務費等の5項目の記載は必要なのか。	建設工事でないため、必要ありません。	
3	制度に関すること	労務費等の5項目の記載例を見せてほしい。	説明会資料(6月1日版)末尾の記載例をご確認ください。 【備考欄】三重県ホームページ・説明会資料(6月1日版)	https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001259418.pdf
4	制度に関すること	落札決定から契約までの時間的なスケジュールは変わるのか。	従前と変わりません。	
5	制度に関すること	市町等も労務費等の5項目の記載が必要となるのか。	市町等に問い合わせてください。	
6	入札時	工事費内訳書(入札時提出用)の様式サンプルは公開されるのか。	工事費内訳書(入札時提出用)を案件毎に入札公告の添付ファイルとして公開するため、サンプルの公開は行いません。	
7	入札時	これまでの工事費内訳書(入札時提出用)の下段に労務費等の5項目が追加された様式になるということでしょうか。	そのとおりです。	
8	入札時	どういう場合が事項無しとなるのか。	労務費等の5項目のいずれかの行を削除した場合です。	
9	入札時	労務費等に記載間違いがあった場合、無効になるか。	労務費等の金額に記載間違いがあっても無効になりませんが、発注者から理由書の提出を求められた場合は、その旨を記載してください。	
10	入札時	市場単価であっても労務費を見積もれる場合は記載するのか。	記載をお願いします。	
11	入札時	工事費内訳書に記載した建退共掛金が、契約後に変更となっても問題ないのか。	問題ありません。	
12	入札時	労務費等5項目のうち、法定福利費は必ず金額を記載しなければならないという認識でしょうか。	その通りです。	
13	入札時	市場単価を含んだ積算が多いと思うので、ほとんどが一部のみ計上となるのではないのか。	一部のみ計上となる場合が多いと思われます。	
14	入札時	計上不可はどのような場合なのか。	区画線、防護柵など市場単価のみで積算された工事を想定しています。	
15	入札時	建退共の掛金について発注者の指示(1.7/1000)がなくなった場合、どのように掛金を決めればよいのか。	現場で必要とする分を計算して、金額を記載してください。 (就労予定延べ人数×販売価格) 就労予定延べ人数の把握が困難な場合は、建退共HPに記載されている、総工事費に購入率・加入率を乗じる方法により計算してください。【備考欄】建退共HP なお、事業者自身で、「1.7/1000」を、購入額の根拠として使用して頂くことは可能です。	https://www2.kentaikyotaisyokukin.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki02.html#kangaekata 説明会資料(6月1日版) 【P3】

質疑応答集「三重県発注工事における労務費等を明示した工事費内訳書等の提出」

No	分類	質問	回答	備考
16	労務費ダンピング調査	労務費ダンピング調査は誰に対して行われるのか。	落札者に対して行います。	
17	労務費ダンピング調査	労務費ダンピング調査を実施するタイミングはいつか。	落札決定後に調査を開始します。	
18	労務費ダンピング調査	工事費内訳書(入札時提出用)に記載した直接工事費が、一定水準以上であれば労務費ダンピング調査は終わるか。	調査は終わります。	
19	労務費ダンピング調査	一定水準はどのように計算するのか。	一定水準の計算方法は以下のとおりです ・建築工事以外「県積算の直接工事費×0.97」 ・建築工事 「県積算の直接工事費×(1-0.1)×0.97」 建築工事とは公共建築工事積算基準を適用する工事をいう 【備考欄】三重県労務費ダンピング調査実施要領	https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001256393.pdf
20	労務費ダンピング調査	工事費内訳書(入札時提出用)に記載した直接工事費が、県の積算以上になってもよいのか。	一定水準を上回るため、問題ありません。	
21	労務費ダンピング調査	合理的な理由が確認できないなど、労務費ダンピング調査で適正でないと判断されたら、その入札は無効になるのか。	無効とはなりません。以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないよう改善要請を行うと共に、建設Gメンへ通報を行います。	
22	労務費ダンピング調査	建設Gメンへの通報となった場合ペナルティはあるのか。	現時点ではありません。	
23	労務費ダンピング調査	最新の設計労務単価を用いていけば、労務単価は一切減額していないと考えてよいのか。	歩切や一定率を乗じるなどの減額がなければ、減額していないと考えて問題ありません。	説明会資料(6月1日版)【P9】
24	その他	下請から見積りをもらう際に、労務費等5項目を記載してもらう必要があるのか。	下請業者は、労務費等の5項目を記載した見積書の作成に努める必要があります。 【建設業法第20条】 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書を作成するよう努めなければならない。	